

大阪府指定出資法人評価等審議会（第13回）

- と き 令和7年2月18日（火曜日）13:00～14:45
- と ころ Web開催
- 出席者 新井 康平（大阪公立大学大学院 経営学研究科 准教授）
新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
小沢 貴史（大阪公立大学大学院 経営学研究科 教授）
西川 和予（株式会社 勁草パートナー 中小企業診断士）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
米村 紀美（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 マネージャー）
- 議 事 1.（公財）大阪国際平和センターの中期経営計画（案）について
2. 指定出資法人の役員を選任（公募手続以外）について 〈非公開〉

1.（公財）大阪国際平和センターの中期経営計画（案）について

資料1、2に基づき、法人から中期経営計画（案）について説明

- 委員：資料2、15ページの「入館者数」並びに17ページの「平和寄金収入」及び「入館料収入」の収入に係る項目の令和7年度目標値が令和6年度見込値よりも低い数値となっている。目標であるため、特段の事情等がなければ、本来増加していく数値設定をするべきと考えるが、その点、説明いただきたい。
- 法人：令和7年度については、床の大幅な更新工事を予定しており、臨時休館や講堂の使用停止が一定期間発生するため、その影響を加味した「入館者数」の目標値を設定している。また、「平和寄金収入」及び「入館料収入」は「入館者数」と一定比例するとの考えから、同様に当該影響による減少分を反映させ、令和6年度見込値よりも低い目標値となっている。
- 委員：営業日あたりの「入館者数」自体は増加目標となっていると理解した。内数である「外国人入館者数」についても、臨時休館等の影響を加味した目標値にしておくべきかと思うが、いかがか。
- 法人：検討させていただく。
- 委員：資料2の12ページ、「平和学習到達度」について、過去5カ年いずれも90%以上の実績にも関わらず、計画期間中90%の維持目標としているのはなぜか。
- 法人：本指標の算出元となる学校向けアンケートにて、企画展示などに対する改善点等の意見も併せてヒアリングしているが、教員ごとでも歴史観というのは様々であり、必ずしも肯定的な意見ばかりではない中で、最低限維持すべきラインとして90%を設定している。
- 委員：何点か質問等させていただく。
まず、資料2の12ページ、具体的取組の中にある「府内全小中学校に対する来館案内」について、案内頻度も含め実施方法を具体的に教えて欲しい。
2点目、16ページに記載の「出かける展示」は年に何回実施しているのか、また、実施した際の観覧人数も把握はしているのか。
3点目、18～20ページの他機関との連携について、計画期間の5年間の予定等についての記載はないが、これまでの連携実績と同程度の実施を計画はしているのか。
- 法人：1点目については、近年新しい取組みとして、翌年度の校外学習の計画をたてる毎年2月頃に、

府・市それぞれの所管部局を通じて、府内の全小中学校に一斉にメールで案内をしている。

2点目については、年12回実施している。実施場所となる図書館等の来館人数は把握できるが、展示の観覧人数について、詳細には把握していない。

3点目については、いくつか計画もあるが、現時点で対外的にオープンにできない等の事情もあり、記載をしていないが、これまでと同程度の連携は継続して行っていきたいと考えている。

委員：12ページの【目標設定の考え方】欄の府内公立小中学校来館率の記載については、説明趣旨がより理解できるよう表現を修正された方が良いと思う。

なお、17ページの自主財源・入館料収入の確保についてだが、実状として、更なる確保に向けた取組みが厳しいことは一定理解しているが、「平和寄金収入」が計画期間の5年間で合計44,000円しか増加しない目標値設定をするのは、法人の取組姿勢としてはどうかと感じた。また、今回の計画における全体的な印象として、それぞれの基本方針の考え方とその中にある各目標等とが、明確にリンクしていないように感じる。今回は難しいかもしれないが、今後に向けてはどこかで一度、根本的に見直しをされても良いのではないかとと思う。

委員：資料2の15ページ、具体的取組の中にある「校外学習での来館が見込めない夏休みなどの小中学生向けの催しの充実」と16ページ、基本方針3の「館外での資料活用」は、取組みの意味合いが似ているように感じるが、コンテンツの内容等、何か違いがあるのか。

また、小中学生の更なる施設来館に繋げるためにも、コンテンツの提供だけでなく、実際に学校へ訪問して教員に説明する等といった活動も重要だと思うが、そういった積極的なアプローチも行っているのか、併せて教えていただきたい。

法人：15ページのご指摘の取組みについては、夏休みなどの校外学習が実施されない期間中、子どもたちが興味のある映画等のコンテンツを当施設内で提供する旨の内容である。一方、16ページの「館外での資料活用」というのは、主なものとして今年度から開始した平和学習デジタルコンテンツが挙げられるが、当施設が保有する各種資料を各学校で使用しているタブレット端末などにより、当施設外でも活用していただき、学習環境の充実を図るという内容であり、取組みとしては異なるものである。

併せて、ご指摘いただいた活動については、実施したいところではあるが、マンパワーの問題もあり、そこまでは至れていないのが現状。しかし、先程説明した平和学習デジタルコンテンツの制作にあたり、実際に活用いただく学校の教員などとも色々と議論もできたので、当法人としてもそういった機会は今後も増やしていきたいと考えている。

委員：資料2の18～20ページ、他機関との連携について、府内各市町村にある平和学習のための公的施設との連携はあまり取れていないのか。

法人：記載はしていないが、府内のそういった平和学習施設と連携の上、当施設で特別展示を行った実績もある。また、先程説明した平和学習デジタルコンテンツの制作・提供にあたっては、資料提供やPRを依頼する等、日常的に色々と連携の上、事業を実施している。

委員：資料2の12ページ、「平和学習到達度」について、過去の審議会でも委員より意見があったかと思うが、学習到達度は本来対象となる者の学力等により測定するものであり、それを引率した教員の感触（アンケート）でもって測定してよいのか疑問を感じる。

法人：ご指摘の内容については、今回の計画策定にあたっては検討したが、対象者である小中学生の回答を集計するというのは、来館当日の学習プログラムの時間制約上、困難であることから、来館した小中学生の意見等も一定把握でき、かつ学習成果が測れる現在の手法が、最も効果的

な手法であると認識している。

委員：それを「平和学習『到達度』」と言っていいのかどうかについては、違和感はある。